
朝来市議会政治倫理審査会

令和6年9月10日（火曜日）

日 時 令和6年9月10日（火）午後2時59分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 日程協議
- 4 審査事項
(1) 令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	渕 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午後2時59分開会

○委員長（藤原 正伸君） お疲れさまです。本日三つ目の会議になりますが、お疲れのところ、こちらのほうも最後の詰めまでできておりますので、もう一頑張りよろしくお願いします。

それでは、これから第14回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程につきましては、本日1日限りにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

それでは、ただいまから令和6年5月1日付審査付託につきまして審査を行います。

前回に引き続き結論、報告書に分けて整理をしていきたいと思ひます。

暫時休憩します。

午後3時01分休憩

午後3時06分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、審査結果報告書につきまして、確認をしていきたいと思いますので、お手元に配信しております案のほうを見ていただきたいと思います。

まず1ページです。1ページは様式のとおりでございますので、ここは特によろしいかと思いますが、どうでしょうか。一応読みましょうか。

○副委員長（水田 文夫君） いや、最後の審査の結果というところだけ。

○委員長（藤原 正伸君） そうですね。今、協議していただきましたとおり、3番目に審査の結果とあります。ここが先ほど申しました、いわゆる一般的な併合の理屈に従いますと、こういうふうの一つ書くんですけども、ここは後記のとおりというような形になろうかと思いますが、その作業は今のところ無視していただきたいというふうに思います。

あるいは、報告書のここがかがみになりますので、後ろで出てくる結果を再掲し、改めてここに書いておくというような体裁になろうかと思いますが、そこはちょっと今ある部分は無視していただきたいと思います。

2ページ目です。2ページ目は、前回確認していただいたとおりでございますので、3ページ目の（4）併合審査についてというのがございます。これは、ですので今の御相談の結果、必要なくなりますので、ここは省かせていただきますのでよろしく願いをいたします。

ここまでが総論の部分ですが、御意見とか従前見ていただいた部分と変わっておりませんので、内容で御指摘いただくようなことがありましたら、御意見いただきたいんですが、大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それじゃあ各論のほうに入っていきます。

28号のところからです。（1）確認された事実とその評価、ここで先ほど申しましたとおり、①には会議録にはということで、会議録をまず掲載をしておりましたが、これは14ページ以降の資料のほうに回しておまして、①、後掲会議録抜粋1についてという形で表題をつけております。

その後、アからは前回と変わっておりません。内容はそのとおりなんですが、4ページの下のほう、なお書きが加藤委員からいただいた留保意見ということになるかと思いますが、この位置でよろしかったでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ここでいいです。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですかね。ありがとうございます。

そのほかは前回と変わっておりません。申し訳ないです。それから、これ一旦全部読みましたよ

ね。（「変わったところがあるけれども」と呼ぶ者あり）読みましたよね。読みましたね。

それから5ページに回って、すみません。5ページの真ん中辺り、また委員会が行ったという部分がありますけれども、よろしいでしょうか。また委員会が行った変更は、委員交代前の委員会での合意を明文化しその意見を反映するもので、そもそも決まったことをほごにしたという批判は当たらない。

この批判は、その後に前回変更の程度に比してと入ってたんですけれども、文脈からおかしいなと思いましたので、ちょっと省かせていただいています。よろしいでしょう。この批判は過剰な反応で個人を攻撃するような言動であり云々というふうに続けております。小さなところですが、そこを抜いております。

あと、オまで前回と変えておりませんが大丈夫でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） いいですかね。次、そしたら5ページの②、ここも次の会議録の部分で二つ前回抜き出してました。パブリックコメントに関する会議録の記述、これを後掲会議録抜粋2及び3というふうにして後ろに回しております。その評価の部分からアとして始めております。そのア、イ、ウと前回と内容は変わっておりません。いいでしょうかね。読みます。読みましょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 不安ですか。

○委員（加藤 貴之君） 前掲にまで議論がいったと思うんです。

○委員長（藤原 正伸君） 一応最後まで読んだというふうに記憶はしておるんですけども、よろしいか。大丈夫ですか。（「加藤さんが言うならいい」と呼ぶ者あり）それでは、2、3の部分が終わりまして、③番、ここも次あれですね、ここは議事録最後のすり替えだというところの部分の議事録は、後掲会議録抜粋4として後ろに回しました。アからの内容は変わっておりません。

ア、イ、ウ、エということですね。加藤委員の少数意見、二つ目のがここの位置でよろしいか。大丈夫ですかね。これが差し替えたんですかね。差し替えになりますね。これを差し替えたほうの少数意見ということになります。

それでは、新たにここからその協議ということになろうかと思います。これで評価が一応終わったところで、結論を出す部分になります④番のところですね。以上のことからということで、①それから②、③について、要するに違反が認定できるかどうかという判断になろうかと思いますが、そこに書いてますのは、すみません、ここの部分の最終的な協議は整っておりませんので、書きぶりとしては、例えば賛成多数の場合には、そのように賛成多数で倫理条例違反が認定される。全会一致の場合は、②についてはというふうに例えば書きましたように、全会一致で認定されると、そういうふうな書きぶりです。ここに書くようになるのかなということでございます。

この部分の御意見をいただきます。書きぶりはこんなふうでよいでしょうかね。ここもこういうふうに、①、②、③とを分けておいたほうがいいんでしょうね。先ほどのお話からすると。ここの行為ということで、いいですかね。それともここはひっくるめてということになるんでしょうか。

御意見ございますか。

加藤委員

○委員（加藤 貴之君） ①と②は一つの事件なのかなというふうに思ってます。というのも審査付託書を改めて見ると、委員の資質もどうなのかという発言に対する請求と、丸投げ議員とやゆしてという、この二つの請求があって、特に②について単独で何か名誉毀損の事実があるというような抗議は見受けられないので、①と②をひっくるめての話なんじゃないかなと思ってるんですけど。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員、名誉毀損は関係ないんですけど。

○委員（加藤 貴之君） 名誉毀損は関係ないですけど。

○委員長（藤原 正伸君） 名誉毀損は関係なくて、これはどこだったかな、要するに事実でない発言で議事を混乱させているという指摘があったと思うんですよ。パブリックコメントについてはね。パブリックコメントについては、①のところでも理由として挙がってくるんですけども、それは名誉毀損が絡むのかな。名誉毀損も絡むし、それからやはりその根拠に基づかない発言ということでの評価が絡むしということなんです。ですので、加藤委員がおっしゃったように、②のほうを①とくっつけて考えるという考え方も、なきにしもあらずなのかなという気はしますけれども、皆さんどうですかね。（「資質とパブコメを一緒にくっつけるという意味」と呼ぶ者あり）そうです。（「続いてどうなるって」と呼ぶ者あり）どうなると思いますか、一固まりで評価するという。一固まりで評価すると。

今、要するに委員の資質もどうかというのを一つ評価の対象にしております。その委員の資質もどうかという、委員の資質もどうかと言われた根拠の一つに、パブリックコメントが取り上げられてますので、その部分に全部包含してもいいんじゃないかという考え方かというふうに思います。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 私は現状のこの①、②、③でいいかなと思ってます。それぞれ委員の資質がどうかというようなところで、パブコメについてもいろいろと協議してきた中で、彼の発言がどうだったかというようなところは評価してきましたので、①、②、③現状の報告の内容が一番分かりよいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 一応発言の固まりは三つあるのはあるんですね。大まかにいうと先ほど言いましたように、委員の資質もどうかという固まりの部分、それからパブコメについてこう説明している部分、それと最後の全権委任という部分、そういうふうに分けられるというところで、議論も結構あったと思うんです。パブリックコメントの手續自体について、議員がそこを言うということは、非常に委員会が手續を無視してやった印象が非常に強くなるという批判もあったというふうに思いますので、一つその行為の評価はそこは独立してすることもできるというので、準備したのがこの形ということになります。

何度も言いますが、そのパブコメについては、委員の資質もどうかというところの根拠にもなっておりますので、そちらにくっつけるという考え方もあり得るかと思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） それでいいと思うんですが、例えばというかパブコメに関しての彼の見解がほとんど間違っているということについては、ほぼ加藤さんも含めて合意はできているんですよね、ほぼね。基本的なところで間違ってるよという。それはいいと思うんです。

もし、吉田議員がパブコメに関して正しい理解をしていたとして、第1の資質の問題は残ると、こういうふうに私読んでます。つまり、1か月もたたずに変えるというのはどうなのと、決めたことを。このことを強く批判しているので、パブコメがもし関係なしでも、このことは批判の対象になっていると。資質を問うというのは主にそのことを、1か月もたたずに自分の信念を変えるのはおかしいでしょうと、私だったら絶対変えませんよと、こういう意見なので、変えた理由についてはパブコメも絡んできますけども、我々の調査ではね。

でも、ここで正しいとしても残るので、第1の資質の件については、それはある程度何か独立したというか、固有の問題というものはあるかと、こういうふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） 報告書を見ていただきまして、3ページのアからその資質もどうかというところの評価に入るんですけども、4ページにいきまして、イとなつてまして、根拠の第1番となつておりますけれども、これがパブコメに関する部分です。

その4ページずっと下に下っていただきまして、ウ、根拠の第2はという、ここが今横尾委員がおっしゃいましたそのパブコメ以外の根拠にわたる部分で、この委員の資質もどうかというのは、大きくこの二つの根拠で言われてます。ですので、ここではパブコメの部分については、加藤委員の反対意見が入ってますけれども、4ページのウのちょっと上、先ほど言わせていただきましたので、ここに反対意見が入っております。（「それはおかしいな」と呼ぶ者あり）

ただ、2番目の根拠のほうについては、どなたも反対意見は入れておられないんです。（「いえいえ、渕本委員が」と呼ぶ者あり）これはですね、名誉毀損なので。（「名誉毀損、そういうことですか」と呼ぶ者あり）要するに、委員の資質もどうかという発言は、合理的な根拠に基づかない不適切な発言であるということについては、皆さんお認めなんです。

ただ、名誉を毀損するとまでは言えませんよという話をずっとされてきてますので、ですので、この①の部分について、全体的に何といたしますか、違反がないという御主張であれば、ここにも反対意見を入れていただかないと困るんですけども。

○委員（横尾 正信君） パブコメで反対意見なり、あるのか。

○委員長（藤原 正伸君） 一応入ってます。

○委員（横尾 正信君） 加藤さん、4ページのなお書きはほんまにこれ残すの。

○委員（加藤 貴之君） そうですね。頑張ってたんで。

○委員（横尾 正信君） 信じられないね。何のために用意したん。恥ずかしいよ。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員、そうしたら、4ページに入ってますこの留保意見は、もしかしたら②のほうにも同じ内容で加えたい内容ということになるのかな。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君）　そうです。②についても、この①の留保意見と同じ私考え方で、②についても正当な議論の範囲内ではないかなというふうに考えております。

○委員長（藤原 正伸君）　そしたら6ページのウの後に、やはりなお書きで同じ意見を入れるということでよろしいか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君）　そのようにしてください。

○委員長（藤原 正伸君）　それで、①問題ですね。ほかに何かないですか。加藤委員、根拠の2に対する反対意見はございますか。

○委員（加藤 貴之君）　ウですか。

○委員長（藤原 正伸君）　そうですね、ウの部分ですね。

加藤委員

○委員（加藤 貴之君）　ここに書いてあるとおり、委員が交代したからといって、必ずしもそれを引き継がなければいけないという合理的な理由はなく、新しい委員が新しい委員の考えに基づいて、態度を変えるということはある得るというふうに考えますが、それに対してその決まったことをほごにしているという発言があるわけですが、そういったことが批判的な発言ではありますが、それが政治倫理違反に、それ自体が政治倫理違反に抵触するような強い発言だと私は考えません。

○委員長（藤原 正伸君）　この決まったことをほごにするという言葉自体の評価なんですけれども、そのことを根拠にした委員の資質もどうかということについては、どうなるのでしょうか。

全体としてここに記載していることを是認するのであれば、根拠がないということは変わらないということになります。ここではこの言葉自体も不当だと書いてますけれども、今おっしゃっていただいたのは、この部分に対する反対意見ということになりますので、これは今おっしゃっていただきましたので付け加えることはするとしても、そのことで根拠がないという事実は動かないので、根拠がない批判をしたという評価は変わらないということになろうかと思いますが。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君）　そうです。批判に対して明確な根拠はないと思います。

○委員長（藤原 正伸君）　なるほど。その部分は認めるということですね。分かりました。

一応これで形は整った感じになります。形は整った感じになります。それと名誉毀損について、そうか渕本委員は、ちょっと待ってくださいね。こんな聞き方はよくないのか。

皆さん、このエまでのところで、今のところ加藤委員だけが反対意見を留保されていますが、ほかに反対意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君）　皆さんこれでオーケーということですかね。

そうしたら、オにいきまして、名誉毀損の評価になりますけれども、基本的にはここに名誉毀損の発言としても違反だと評価をしています。この点については渕本委員が反対意見を留保されております。加藤委員は。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ちょっと議論の道筋が見えなくなっちゃった。正当な議論の一環であるということと、名誉毀損であるか否かというのは、どういう道筋で議論が進んでるんでしたっけ。すみません、私分からなくなっちゃいました。

○委員長（藤原 正伸君） この委員の資質もどうかということについて、基本的にというか、この多くを費やしている部分というのは、それがこの適性や能力を疑うべき具体的な根拠に基づいての発言かどうかということですね。合理的な根拠を持った発言なのかどうかと、根拠を探してみると一つはパブリックコメント、もう一つは決まったことをほごにすると、この二つですね。

そのパブリックコメントについては、加藤さんが正当な議論の一環だと。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 根拠になってるよと。二つ目は根拠になってないよということやね。全体として根拠にならないと。それは二つ合わせると、根拠のない発言をしているということにはなりますわね、どうしてもね。言い過ぎだと。そこから先は違反の程度の評価になっちゃうのかなと思いますけれども、確かにでも違反はあるということなんでしょう。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 違反はあるということになりますね。つまりほごにするということに対して根拠はありません。勘根のないことに基づいて、相手の名誉を傷つけたとしたら。

○委員長（藤原 正伸君） 名誉は要らないです。それからほごにするということじゃないんだ、委員の資質もどうかということです。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 決まったことをほごにしたということは、根拠がないことです。それに基づいて、委員の資質もどうなのかという発言をしたということは、根拠がないことに基づいての発言ですので、正当な発言とは認められないという。

一方で、このパブリックコメントについては、私は正当な発言だと思ってますので、それに基づいての委員の資質もどうなのかということに対しては、合理的だと思いますけど、それが二つ合わさったときにどうなるかということ、今頭の中整理がついてない。

○委員長（藤原 正伸君） 根拠を二つ挙げられて、多数の方はどちらも根拠にならないよという点もありますが、加藤委員は一つは根拠になりますよと、でももう一つは根拠にはなりませんねということで、全体としては根拠のない発言をしたけれども、あとは、ですから根拠のないことを二つ挙げて非難したか、一つだけ挙げて非難したかという評価の、違反行為自体の価値判断ということになろうかと思いますけれども、一応倫理条例違反の行為はあるということにはなりますわね。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 議論の組み立て方として、いろんな細かく分解していつて、ここに倫理違反の筋があるから全部違反なりますねという、そういう議論の組み立て方はちょっとしたくないんですけど。

○委員長（藤原 正伸君） ただこれ混ぜ込めないでしょう。そういうふうに見るしかないんじゃないでしょうか。ほかに、ではどういう見方をすればいいですか。

事実、対象議員さんはこの二つを理由に言っておられるわけですよ。パブリックコメントがどうだから、もう一つは一遍決めたことを委員が変わったからといって変えたらおかしいと、それらを理由に、委員の資質がどうかとこういう言われ方をしたわけなんですけれども、これはばらばらにする、全体をひっくるめて考えるしかないかと思えますけれども、適当ないい見方があったらまたお願いしたいと思いますが。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） もう今さら蒸し返す気は全くないんですが、一言だけちょっと引っかかるところがあるので、加藤さんは先ほどパブコメに関する吉田議員の発言は正当な発言だと、こうおっしゃってるんですよね。その正当だという理由はこういうことなんですよ。

つまり、僕は充分パブコメはかなり深いところで批判しました。そこまでの深い知識がないのはしょうがないんじゃないかと、つまり先ほどのなお書きのところではこう言ってるんですね。

加藤さんは、本発言はそのような一般的なパブコメに対する認識を基にした主張だと、こう言ってるんですよ。一般的な認識に基づいた主張なんで、本当に正しいきちんとした認識に基づいた発言ではないんだと、だけどそれはしょうがないじゃないか。そこまで批判はできないでしょうと、そういう見解。そうだから正当なというのは、そこなんですよ。間違っただけで詳しくは、間違っただけで、そこまでのレベルを求めるのは無理じゃないですか。だから、そこはもう正当だとして認めてあげましょうよと、こういう見解なんですよ。

だからもう一回言いますよ。先ほどのなお書きのところでは、このような一般的なパブコメに対する認識を基にした主張だということふうに言ってるんでね。ここは加藤くんは正しい認識を基にした主張であるとは言っていないです。ここなんですよ。それで、もうこの問題は、私はわざわざ文章で書きましたね。あれ読めば国語力のある人なら大概もう分かるんですよ。そんなに私が言ったことは深いことでも何でもない当たり前のことを、つまり私レベルであつたら普通に理解できる。そんなに難しいこと言ってるわけじゃないんです。吉田君なら当然分かって当然のレベルなんですよ。

したがって、ここであえてそこまで擁護する必要はないんじゃないの。もうここで議論を尽くしてるんだから、このレベルに基づいて再評価しましょうよと、そしたらパブコメに関連して、吉田君を擁護できる場所は一つもありませんよ。本当にあれだけの混乱、あるだけのことを言うのであれば、それはそれなりの知識を持って、正しい知識を持って言わないと混乱させるだけでしょうと思うので、もうなお書きにこれこだわる必要はないんじゃないの。加藤さん、もうこの議会の論議のレベルに合わせましょうよ。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今回この委員会の中で、——結論は変えないんですけど、この委員会の中で議論を積み重ねた結果、横尾委員にも非常に勉強させていただいて、パブコメというものがどう

いうものかということが精緻に理解することができました。その精緻な理解に基づく、吉田委員のこのときの見解というのは、一つ一つ細かいレベルで間違っていることが多いということも分かりました。確認できました。それについては吉田委員には指摘しなきゃいけないし、訂正していかなきゃいけないと思いますけど、このときの議論の水準として、一般的なこういったパブリックコメントに対する認識、つまり秘書広報課が考えられているような認識を基にした主張をするというのは、正当な議論の範囲だというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 間違ったことに基づいて主張するのが、その人のレベルからしたら正当だと、しょうがないというのは通らないんじゃないかな。これを通したらちょっと基準というか、議論できないんですよ。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 当然、議員というのはその道のプロフェッショナルですので、しっかりと知識に基づいて議論していかなければいけないというふうに思いますが、パブリックコメントに基づいて条例案を修正した場合のみ、その修正理由や理由を公表する義務があるであるとか、そこまでの議論がそのときに、そこまでのものを求めるのかどうなのかというところは、ちょっとそのパブリックコメント自体の話をしてるわけではないので、ここでその議論全体として、ちょっと私はその前に議論を求めてないと思います。求めてません。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） パブコメの規定、当局のそのものなので、誰が10人中10人そういう理解をするんですよ。だから間違っ理解したのは吉田さんだけじゃないですか。だから吉田さんが謝るのはやむを得なかったというレベルじゃないんですよ。もうあの議論のときに私は言いましたよ、パブコメは間違っていないよと、産建はパブコメ間違っていないよと、あのとき僕は言いましたよね。

規程を読めば誰でも、僕だけじゃなく誰でも分かることなの。今加藤さんがおっしゃったことはね。だから間違っしたのは吉田さんだけなの。問題はもうそこじゃなくて、要するに当局がミスしないようにちゃんとやってるよというところに対して、そういうもう一回修正しなきゃいけないようなことを、しなきゃいけないようなことは、そんなことはしません、ちゃんとしてますという当局はそうですね、そのことをあなたは言ってるわけですけども、それはここで議論して、当局にはなくて議会にあることは、当局は執行機関、命令機関です。議会は議決機関である、議事機関なのでちょっと違うんですよ。会期もある、委員会の細則もある。

だから当局はそうなんだけど、議会はあの時点で委員会都合というのが発生したということを議論しましたよね。委員会都合で変えざるを得なかったし、変えたことは正しいじゃないかと。ここから先立って、そのことに批判されることはありません。批判されるとしたら日程管理だけです。委員会が、そうした委員会都合による修正を余儀なくされたのは、日程管理のミスですよ。日程管理のミスは誰にあるか。これは委員長になるかもしれない、委員会全体もあるかもしれない。

しかし大きな原因は、8月にそういう条例提案した吉田議員にこそ、大きな責任がありますよということも議論しました。そういうことを考えると、ここであえてあくまでパブコメに関して、吉田委員が低レベルの認識で、あえてあそこまで主張したということについて、この委員会が、あるいは加藤委員が擁護する積極的な理由はもうないんじゃないかと、あえて最後ですけども言えます。これだけです。余分なことをしたかもしれません。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） それぞれここまで議論してきて、今日含めて4回、5回ぐらいは同じような議論で、行っちゃ戻り、行っちゃ戻り、前に進まないという。こういうふうな委員会でしたよ。回を重ねるごとに、加藤委員もそれぞれの反対意見に理由を述べなさいということで、いろいろと理由もああなり、こうなりと変わってきましたよね。ただそれは、それぞれの委員がそれぞれ内容をよくかみ砕いて理解した上で判断をくだされてるんで、元に戻すような議論をやめて、前向きに進んでいくのがいいと思います。

ただ、前回は加藤委員が言われたように、これに対する判断の理由、そういったものはやはり明確にしていっていくべきだということは委員長からも注意されてるんで、今日はその部分をきっちり明確にした中で判断を下して、前に進んでいくようにしなければ、この審査会は終わらないと思いますので、その辺はよろしく願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 失礼しました。

副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） 本当に、私も多分委員長もそうやと思うんですけども、こういった政倫審における、いわゆる決め事が多数決じゃなくて、みんなの話し合いの中できちんとした方向性を向けへんかなというようなことは、多分委員長もずっと言われてるんですけどね。そこやと思うんですよ。その辺でさっきも出た4回も5回も、横尾さんが言いの、加藤君が言いのという論議を聞いてるんですけども、やはりみんなが納得した中で、吉田君はどうすべきやという判断をしたほうがいいと思うんですよ。

ですから、さっき加藤君が言ういろんなところで言葉の話もしたんですけども、もう少し全体像を見て話はできへんかなと私は聞いてました。ずっともう少し全体の議場におったんやから、あの雰囲気と、そういうようなものの中で判断をしていくべきではないかな。それは言葉にしたら、日本語といたら、この猫よくないって言うたら、日本語にしたらよくないと言ったら、いいでしょという意味で言葉では使うんですけど、日本語にしてみたらよくない、悪いという意味に聞こえるし、言葉に出すのとやはり文字にしてこうして見るというのは、雰囲気は全然違う。その辺でやはり判断すべきところもあるんじゃないかなと思います。議場におった人間としたら。

ですから、なるべく本当に多分委員長は全員一致、同じような意見で収めたいなと思っているし、私もその方向で行けるのが一番いいような感じなんで、もう少し理解を深めてほしいという大変な言い方やけども、考えも持ってほしいなと思って私は聞いていました。

○委員長（藤原 正伸君） 無理やりね、無理やり意見をまとめるわけにいきませんし、多数意見に従えという話ではないんですけれども、ただ1点、これからこの報告書をつくり上げまして、後で読んだときに、なんでこの人こんなこと言ってんのということが、このままだと起こっちゃうので、今聞いているわけです。

先ほど加藤委員は、ここに反対意見を入れないと困りますねというような言い方をしましたけれども、違反がないという結論であれば、ここにも反対しとかなないといけないということにもなるわけです。ただ、それも今嵯峨山さんにも注意されましたけれども、無理やりとにかく反対意見をつくれということもおかしな話であって、これはこれとして進めていこうかなというふうに、今はちょっと反省をしております。

その上で、全体的な御自身の判断ということで評価をしていただいたらいいかなと。ただ、どこまでも書いたほうとしては、この気持ちの悪い部分が最後まで残っちゃうというのがあって、その辺をちょっと副委員長が代弁していただいたというようなところかと思いますので。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 私が言ったのは、加藤さんは加藤さんなりの判断をされているので、判断された理由というのはあるでしょうと、その明確な理由を前回の審査会でも、委員長のほうから加藤委員これはどうですかという問合せの中で、持ち帰られて明確な理由を探してきますじゃないですけど、そういうふうなことでやられてますからね。今回一つ一つかみ砕いて判断されたときには、それなりの明確な理由があつてしかりだと私は思ってますから、今委員長のほうが無理やりというふうな発言されましたけど、私は無理やりではなくて、加藤委員の考えがあつてそういう判断に至ったんだということは、明確にされたほうがいいと私は思つて発言をさせていただきました。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。そうしたら、ちょっと現状でちょっと一回まとめてみたいと思いますので、ちょっとお聞きいただけますか。

1、28号についての発言なんですけれども、委員の資質もどうかという発言についてですね。ここで判断したのは、それが委員の資質もどうかと、こういう相手の能力を疑うような合理的な根拠に基づいて発言しているのかということなんですけれども、議事録を読んでも、一つパブリックコメントの手続について述べられていると、それからもう一つは、委員会で意見を変えたことについて述べられていると、多数意見はこのどちらも相手の資質を疑うような根拠にはなりませんよという多数意見ですよ、今のところ多数と思われる方はなりませんと。根拠にはなりませんから、合理的な根拠に基づいた批判、つまり正当な議論ではないから倫理条例に違反する品位と名誉を損なう行為に当たりますねと。

これ一つ多数意見の結論として出そうな意見です。そんな判断です。ここまでよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） なおかつ、それは名誉毀損的な発言でもありますねと、名誉も毀損しますねと、その意味でも品位と名誉を損なう行為ですねと、二重の意味で品位と名誉を損なう行為

ですよという評価を多数意見、ここの中心になっている多数意見は、そういう形で述べられるということになります。ここまでよろしいですかね。取りあえずここまでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ですから、名誉毀損になるとかいうのは全く関係ないですよ。名誉毀損になる、ならないじゃなくて、名誉毀損になる、今名誉毀損的な発言ですねというところで、名誉毀損を厳密に議論していけば、その議論が出てくるかもしれませんけれども。理由は二つあって、要するに合理的な根拠に基づいた正当な議論じゃないという、これでもう品位と名誉を損なう行為ですという結論を一つ出しています。

それともう一つは、名誉毀損にも当たる発言をしていますから、その意味でも、品位と名誉を損なう行為ですねと、こういう形で結論を出しています。ここまでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それで、最終結論になるわけですけども、まだ1番ところです。すみません。ですから1番に関しては、先ほど全部1個ずつ判断しようということになりましたので、この今の1番に関しては、賛成意見はそういう形で、倫理条例違反が認定できるということになります。ちなみに今のところ、その賛成意見で、副委員長と横尾委員と嵯峨山委員はそのままです。よろしいかと思いますが、大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員は、先ほど合理的な根拠に基づかないという部分について意見留保されまして、パブリックコメントを理由としたところは正当な議論の一環ですと、合理的な根拠に基づいた批判なんですということです。ただ、決まったことをほごにしたという部分については、言葉自体それほど攻撃的な言葉じゃないということですけれども、根拠にはなりませんねということをおっしゃいましたが、全体としてどうですか。合理的な根拠に。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 議論として、この吉田委員の発言の後で、これも当然中小企業条例の提案に対して委員長に対して質疑をしているところですので、そういった委員の資質もどうなのかという発言の後に、日下委員長のほうから問題ありませんと、新たな委員が加わりましたので十分理解されてない部分がありました。またこの辺が少し気になる点もございました。

そこで委員会の発議は全会一致が基本です。全会一致とするためにどうしたらいいかということで、御相談したということで、やはり全会一致の意見がまとまるということは一部を修正するというので、まとめて決めさせていただいて、今回本発議になっておりますというふうに、委員長のほうから、この決まったことをほごにしてるわけではないというふうに議論をしていますので、その点でちゃんと議論がかみ合っておりますので、そういう点で吉田委員の発言に対して問題があったとしても、そこを委員長として否定をされているわけですから、そこで議論がまとまっているのかなというふうに思います。

そういう意味で、決まったことをほごにするという発言自体を取り立てて問題にすることはない

のではないのかなと。僕も当日、本当にさっき水田副委員長がおっしゃいましたけど、当日私はそこにて、そういうふうに議論がかみ合ってるなというふうに思ったので、吉田委員の発言に対して委員長が打ち消すと、これを繰り返してますので、そういった点で何か一方的な決めつけをされているような印象は持ちませんでしたので、ちょっと何か急に新しい話が出てきたような気もしますが、今思い返すと、そういった点で私は名誉毀損的な印象というか、印象は持ちませんでしたし、今議事録をしっかり見てみてもそう思っておりません。

○委員長（藤原 正伸君） 分かりました。つまりこの根拠の2自体が根拠にすべきじゃないということですね。

○委員（加藤 貴之君） そうです。

○委員長（藤原 正伸君） 分かりました。では、そのことを意見として置いておきますか。

○委員（加藤 貴之君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） じゃあ、そうしましょう。ここで後の委員長とのやり取りを含めて考えると、正当な議論の一環であると同じことですね。ですので、このことを根拠にあれですね、委員の資質もどうかと言ってるわけではないという評価ですね。

○委員（加藤 貴之君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） 了解です。あと渕本委員はどうですか。
渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 根拠の1の部分については、私は特に意見はありません。

根拠の2のところで最後のほうに書いてもらってますけれども、私は名誉毀損とするには不十分であるという、この考えは変わりませんので、この少数意見としてこのように書き込んでもらえば、それで結構です。

○委員長（藤原 正伸君） 了解です。そしたら、先ほど根拠のない、合理的な根拠に基づかない批判だという部分についてはこれはよいということですね。

○委員（渕本 稔君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） 名誉毀損的発言としての違反については、名誉毀損は理由にはならないと、こういうことですね。

○委員（渕本 稔君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） 全体としてはそうするとどういう形になりますか。違反は認めるか、認めないかということ。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 私は数々問題といえは問題的なところがありますけれども、それが倫理違反というまでには至らないというのが私の考え方です。

○委員長（藤原 正伸君） そうしますと1につきましては、賛成3、反対2ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 水田副委員長、それから横尾委員、嵯峨山委員が賛成、それから加藤委員、渕本委員が反対ということで、一応賛成多数で倫理条例違反が認定できるという形になります。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと渕本委員の先ほどの御意見の置き場所をちょっと探してみますので、また後で確認をお願いします。

それから2番、抜粋2、3の部分についてのパブリックコメントのやり取りは、これは加藤委員先ほどと同じ理屈が入りましたのでこれは反対と、渕本委員はここは。

○委員（渕本 稔君） 藤本議員に対する件の。

○委員長（藤原 正伸君） いや、違います。パブリックコメント手続に関する発言です。

ここは要は、そのパブリックコメントの手続に関して、いわゆる虚偽の発言、事実に基づかない発言をしたということが倫理条例違反に問われております。虚偽の発言という言い方はきついですが、先ほどの一番のところの委員の資質もどうかというところの評価をしたところと同じように、合理的な根拠に基づいた発言ではないという部分ですね。これについてはいかがでしょうか。

渕本委員

○委員（渕本 稔君） 結果として募集したけれど、パブリックコメントはなかったというのが事実だったと思いますので、その後にパブコメを取った後で、条例案を修正するということは、パブコメによるものがなかったということで、そこは事実誤認されているのかなとそう思います。

○委員長（藤原 正伸君） 発言者に事実誤認があると、誤認に基づいた発言だという評価ですね。そうすると、この部分の評価に関しましては、加藤委員は同じ理屈で反対と。

○委員（加藤 貴之君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員は賛成のほうでよろしいでしょうか。

○委員（渕本 稔君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） ここはそうしたら賛成4、反対1ということで、賛成多数という結論が得られました。

それから最後3番です。抜粋4の部分、これが全権委任に係る部分でして、この部分がやはり同様に、ここにまた名誉毀損というのが出てきますけれども、これは二つ目の理由ということになりますので、一つは手続として委員会きちんと運営されて、委員全員の意思も一致していて、その文言等の調整をお預けいただいたということが、会議録そしてあれは何でしたっけ、録音等も聞いたということでしたから分かるはずだと、にもかかわらずそういう発言に至ったということは、合理的根拠を欠いて市民に誤解を招く不誠実な発言であるということで、倫理条例に違反する発言であると。

また、この発言は松井委員の社会的評価を不当に損なったという意味でも、倫理条例に違反する発言であると。これが多数意見の流れですが、渕本委員はこれあれでしたっけ、名誉毀損の部分についてはここも名指しがないというのは、ここもそうでしたっけ。渕本委員そうでしたっけ。

○委員（**渕本 稔君**） はい。

○委員長（**藤原 正伸君**） あと、加藤委員のほうは正当性があるということで、留保意見が入れておられます。正当性があるということは合理的根拠も認められるし、当然ながらしたがって名誉毀損的とも評価できないと、こういうことですね。

渕本委員、名誉毀損のところはともかくとして、発言自体の正当性についてはいかがですか。合理性についてはいかがですか。

渕本委員

○委員（**渕本 稔君**） どの委員会でも、微修正については委員長に委任するということは、これまでであったことなので、それを大げさに問題にするということまでには至らないのではないかなと思います。

○委員長（**藤原 正伸君**） そうしますと、これは加藤委員を除いて倫理条例違反事態は認定できるという結論でよろしいでしょうか。それでよろしいでしょうか。

渕本委員。

○委員（**渕本 稔君**） 私は違反にまでは至らないという。

○委員長（**藤原 正伸君**） 先ほどのあれですね。失礼しました。その意味で誤認はしているんだけど、条例違反までには至らないと。了解しました。ちょっと待ってください、すみません。

それでは、③につきましては。

嵯峨山委員。

○委員（**嵯峨山 博君**） ③のところの加藤委員のこの文章ですね、先ほど①のところでは議事録全体を見たら話がかみ合ってるのというようなところでの理由を述べられましたけど、ここの折につきましては、全体を見ずしてピックアップで述べられてるんですよね。委員長が後ほど発言されている部分を見れば、あたかも松井委員が改正を一任したというようなところには至らないというふうに読み取れるんですけども、この理由でよろしいですか。

前後のやり取りを見ると、一部修正もあるんで正副委員長のほうで調整をお願いします。それで、委員長のほうから分かりましたと、一旦持ち帰って調整して、委員の皆さん全員にまた後日諮りますのでということになれば、渕本委員もおっしゃいましたけど、全てを丸投げしたということではないですよね。それは前後で読み取れるかなと思うんですけども、この理由はそこだけを抜き取った状態になっての丸投げというようなことで正当化されてるんで、これでいいのかなということです。

○委員長（**藤原 正伸君**） 加藤委員。

○委員（**加藤 貴之君**） 嵯峨山委員おっしゃったとおり、全体を見れば特に松井さん個人が委員長に対して委任をしたということは読み取れないというふうに思いますので、松井さん1人を批判するということは合理性がないというふうに思います。

一方でここに書いてあるとおり、実質的には委員間の修正の意思が一致したとしても、それを議事録に残す形で確認することは、委員会として議事の過程上重要な作業であるので、そこが抜けて

いたということを批判、つまり委員会そのものを批判されるということには合理性があるというふうに思っています。なので、これについては松井さん個人への批判だとしたら当たらないわけですが、委員会全体への批判というところでは、一定の合理性があるのかなというふうに思っています。

そこでしたがつて誤認というか、松井委員1人を対象に批判するということに対しては間違っていると思いますが、委員会としての批判であれば、倫理違反とまでは至らないのかなというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） これはでも松井さんの事件なんです。よろしいか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 加藤さんの言うことはよく分かるんですよ。だけど状況認識をしていたくと、当日松井さんが謝罪してくれと、私はそんなあれじゃないよといって謝罪要求しました。それに対して、吉田議員が何を言ってるんですかあなた、という形で、12月14日の議事録映像を見ましたよ、あんたこんなことを言ったじゃないかというふうに流れてるんですよ。松井委員を特定して、わざわざ12.14の映像を見て、あなたはこのときこういう発言したじゃないですかと言ってるんですよ。

○委員（加藤 貴之君） そうですね。

○委員（横尾 正信君） だから、それを見ていた人たちは、委員会全体が批判されてるなんて誰も思わないわけですよ。ほかの人たちは松井さんあんなこと言われてる、丸投げ議員みたいに言われてるというふうに、個人として受け取ってるんですよ。委員会全体、日下委員長たち間違ってる、みんな間違ってるなんて誰も受け取ってませんよ。ということなんで、そこはちょっと考え直したらいいんじゃないですか。当日を思い出してください。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今、嵯峨山委員と横尾委員が言われたことは、確かに当たっていると思います。もう一回議事録を見っていますが、やっぱり松井委員に対して批判をしているわけですから、考え直してもいいですか。

○委員長（藤原 正伸君） 構わないですよ。もちろんそれは構わないですよ。

○委員（加藤 貴之君） ここに関してですけど、ちょっといや微妙なところだなというふうに思ってるんです。確かにね。

○委員長（藤原 正伸君） 暫時休憩します。

午後4時17分休憩

午後4時29分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

会議の途中で加藤委員から御指摘を受けたんですけども、パブリックコメントを今独立した形で評価をしておりますが、先ほどちょっと審査付託書も読み返しておったんですけども、やはり柱は松井委員からの訴えに基づくもので、抽象的な制度についての議論をしてくれという訴えでは

ないわけですね。パブリックコメントについては、この審査会でもうほとんど中心的に議論をしました。それこそ主旋律になっております。

しかしながら、理屈の中では委員の資質もどうかという、その根拠として挙げられたのがパブリックコメントであって、その議論は委員の資質もどうかというところの評価の中に集約していくのが適切だろうというふうに思いますので、今、②として独立して書いておりますけれども、①に含めて一緒に評価させていただくという形に変えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは②で評価した内容は、①のほうで一緒に書かせていただくということでございます。ですので、先ほど②で独立して賛否をお伺いしたんですけれども、この分については①のほうで、そのまま飲み込ませていただくということでよろしいか。よろしいですか。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、①とそれから③の二つの評価ということにさせていただきたいと思います。

それで今もう③の評価のところまで来てるんですけれども、理由等もお聞きしまして、今のところちょっと加藤委員再考が入るという形にはなっておりますので、どうしますか。しかしながら採決は可能とか、そういう状況ですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ③なんですけど、ちょっとやっぱり皆さんの私の意見に対する御意見を聞きまして、ちょっとやっぱり私が間違っていたかなというふうに思っております。

仮に委員会としてそのプロセスが誤ったというか、瑕疵があったとしても、それを松井委員1人に帰することは当然できないわけです。これは委員会の最後のまとめの中で、じゃあ松井さんちょっとこれについて言ってくださいというふうに、たまたま松井さんが言われたということは、通常の議論の流れを見れば明らかですし、吉田委員についても、そういうことは当然ベテランの議員さんでありますので、たまたま松井さんが言ったということは当然理解した上で、あの発言をされているというふうに思われます。

それを踏まえて、松井さんが正式に謝罪を要求しますということに対して、何か反論をしてやろうというところで、この議事録を読んだときにここがあったので、それを取り上げてそれを批判の材料に使ったということは一目瞭然ですので、よく読み返してみたらそれは不適切だなというふうに思います。

ただ、全権委任という言葉についてはそれほど強い言葉ではないものの、例えばそれが後々丸投げ議員とやゆされるような影響を及ぼしたのであれば、名誉を毀損しているし、これについては若干ですが、政治違反にも抵触する行為なのかなというふうに改めて思いました。いろいろとすみま

せん。意見を変えました。

○委員長（藤原 正伸君） それでは今再考としてなってますエの部分、これは全体で削除ということで。

○委員（加藤 貴之君） これは削除してください。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですかね。ここを削除しまして、そうしますと、そのまま3の評価につきましては、加藤委員も含めて倫理違反と。よろしいですか。

○委員（加藤 貴之君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） 渌本委員は倫理違反までには至らないと、加藤委員は倫理違反という結論でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では③については、賛成4、反対1で、倫理違反が認定されるということになります。

そうしますと全体としてはこれどう評価すればいいですか。これ個別に見ましようということなんで、この状態で結論ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 評価としては、もう最大公約数を求める必要がございませんので、では結論が出たということでございます。委員の資質もどうかという発言及び全権委任の部分に関する発言に関しまして、賛成多数で倫理違反が認定されるということとなりました。

さて、それでは措置の話もしないといけないんですが、先に認定を進めてよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、28号はここまでといたしまして、29号に参ります。

これも28号と同じで、確認された事実とその評価の部分で冒頭に書いておりました会議録の内容は後ろに回しまして、会議録抜粋5としております。この会議録抜粋5についての内容は、前回の表記と内容的に同じですが、どうしますか。読むとしたんでしたっけ、（「いえいえ」と呼ぶ者あり）いいんですよ、読まなくてよろしいですかね。

これで29号、（「29号、ざっと読んだら短いんだから」と呼ぶ者あり）じゃあ読ませていただきますね。

確認された事実とその評価、後掲会議録抜粋5について。

これらの発言は、特産物振興事業に関する産業建設常任委員会の所管事務調査において資料として示された農産物販路拡大業務の取組フロー図（以下、フロー図）の中間事業者の位置に、「よふどの恵」が記載されていたことに対する批判で、議員が、以前に本会議で「よふどの恵」と学校給食センターの契約栽培に関する話が進んでいると発言しており、その発言が現実のものとなったことで、その議員が何らかの形で関与しているとの確信を示し、それは政治倫理条例に違反する行為で厳しい処罰が求められると主張するものである。

しかしながら、本会議の会議録に指摘のような発言の記録はなく、また審査請求対象議員が特に

主張する令和2年9月16日予算決算特別委員会文教民生分科会の会議録中にも、指摘のような発言は記録されていない。

議員が本会議で特定の発言をしたと断定しながら、その発言が実際に存在せず、事実無根の主張であったわけで、発言者は虚偽の事実を基に他の議員を誹謗中傷したことになる。また、発言者は、他の議員が市と特定の事業者との契約に関与していると主張し、それが議員倫理条例に違反すると指摘している。

しかし、この主張が事実に基づかない以上、無根拠な告発を行ったことで他の議員の信用を傷つける結果を招いている。本会議中の発言は公的なものであり、その影響力は大きい。ごめんなさい、これ本会議ではなくて委員会ですね。委員会中の発言は公的なものであり、その影響力は大きい。これらの発言は議会内での発言自由の範囲を超え、市民に誤解を与え、議会の信頼性を損なう行為である。

以上のことから、全会一致で議員倫理条例違反が認定される。

ということですので、これについては異論はなかったかと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは次30号にいきます。

30号の4番、冒頭の会議録部分を後ろに回しまして、後継会議録抜粋6としております。抜粋6というのは、「よふどの恵」の次に読ませていただければ、内容分かりますかね。読ませていただいてよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） アです。この発言は、「よふどの恵」（「読むの、事務局に」と呼ぶ者あり）頑張ります。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

ア、この発言は、「よふどの恵」が市の事業に関与することに対する強い反対の意を示すものだが、「よふどの恵」が市とは無関係な個人の一般社団法人であるため、市がこの団体を市の事業に関与させ、市の仕組みを利用して利益を得ることを許すことは問題であると批判する。

また、市内には既に幾つかの直売施設が存在し、市の関連施設としてそれぞれが直売を行っていることに言及しながら、「よふどの恵」のような団体を市の事業に関与させることは問題だとしている。

イ、しかし、「よふどの恵」の理事長の説明によれば、「よふどの恵」は与布土地域自治協議会の一部として農業振興や観光事業を担当し、自治協と密接に連携し、自治協活動に参加し、事業の進捗も自治協に報告するなど、自治協と相互依存関係にある法人である。

市の認識も同様で、与布土地域自治協議会の中に組織された一般社団法人「よふどの恵」は、自治協が主体となっている団体で、自治協と一体的に活動している旨の報告を議会にしている。

ウ、このように、「よふどの恵」は与布土地域自治協議会の一部として活動しており、自治協との密接な連携があり、自治協が主体となっている団体であることが議会に報告されている事実がある実情を前提にすると、「よふどの恵」を市とは無関係な個人の団体とし、この団体が市の事業に

関与することで利益を独占するのではないかと懸念した発言は、「よふどの恵」の性格や活動内容についての誤った認識に基づいて「よふどの恵」が不適切に行政に関与しているという印象を与えるものである。

エ、したがって、この発言は事実と反して誤解を招く発言であり、「よふどの恵」の社会的信用や評価を損ねる発言として、議会の信頼を損ね関係者の名誉を傷つける不適切な発言である。

でここまでが賛成意見の多数意見の本体部分ということになるかと思います。なお、この点については、ということで反対意見の留保をしているということで、ここまでまだ協議が進んでいなかったということですね。前回ね。

いかがですか。反対意見を入れていただく形になるかと思います。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） これについて、私の反対意見はこの次の②の後半に書いてある反対意見を、同じものを入れていただければいいのかなというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） こちらでなお書きにしたものですね。

○委員（加藤 貴之君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） ではこれと同じものを。

○委員（加藤 貴之君） 2回同じことを書くのか、ちょっと分からないですけど。

○委員長（藤原 正伸君） 考えてみます。

ほかに反対意見の留保はございませんか。これ申し訳ないですが、今までの流れで言うと副委員長と横尾委員と嵯峨山委員がこの意見に賛成で、あと渕本委員はいかがですか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 下のほうに私の意見を記載してもらってますけれども、このとおりであって、私は吉田議員が「よふどの恵」さんを誤解していたというのは、これはお伺い知れることで、そのことが後で彼も分かったということで、聞くところによると直接謝罪に行ったということも聞いたので、そのような行為からして、特にフロー図を彼は非常に気にしておりましたので、その関係でも誤解もあったのかということでもありますので、さらには謝罪に伺ったということがあるので、私はこれは倫理違反には当たらないという意見です。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員も下の少数意見を同じように、こちらでも留保しておくという形でよろしいでしょうかね。

○委員（渕本 稔君） そうです。

○委員長（藤原 正伸君） 了解しました。

それから、次に②です。後掲会議録抜粋7について、もう一つ最後に残っていた会議録部分ですが、ア、この発言は、「自治協（自治協議会）」が市の関連団体であり、市から補助金を受けているが、「よふどの恵」には市からの補助金が出ていないため、市とは無関係な組織であるとの主張である。

また「よふどの恵」の代表者にも触れ、行政と無関係な団体を市の事業の仕組みの中に組み込む

べきではないと強調している。

イ、しかし「よふどの恵」の団体としての性格は前述のとおりである。また、細見氏は「よふどの恵」の理事ではあるが、代表者ではない。

ウ、したがって、この批判は合理的な根拠を欠いており、無用な懸念に基づいた不適切な批判である。また、細見氏が「よふどの恵」の代表を務めているとの誤った情報を発信した上で、市が「よふどの恵」に有利な仕組みをつくろうとしていると示唆する発言は、細見氏の公正さや誠実さに疑問を投げかけるものであり、その社会的信用や評価を損ねる発言である。

エ、したがって、この発言は事実と反して誤解を招く発言であり、「よふどの恵」の社会的信用や細見氏の社会的信用や評価を損ねる発言として、議会の信頼を損ね関係者の名誉を傷つける不適切な発言である。

なお、フロー図に関しては、一方的に資料を不正の証拠と決めつけ強く非難しているが、資料に疑義がある場合には、まずその内容や背景など資料の記載についての説明を求め確認することが、議員としての責任ある態度である。これを怠った本件では、誤った前提に基づいて議論を進め、議論全体が偏った方向に流れたことが伺える。誤解を避け、適切な対応をすべきであった。

なお、フロー図が不適切であることを指摘するための発言であり、事実と異なる点はあるが、倫理違反の基準には達しておらず、また、報道等により関係者の社会的信頼をおとしめる結果が生じているとしても、この発言自体は名誉毀損の発言には当たらないとの少数意見（加藤委員）がある。

また、この発言の根底に事実誤認や勘違いがあった可能性があるが、それがフロー図によって刺激され感情的な言動となったものであるとの少数意見（渕本委員）がある。ということです。少数意見の留保はいただいております、上のところでも同じ内容でいただくという形になります。

最後のページ、以上のことからということですが、これも1と2についてそれぞれ評価していただく形でいいですか。まとめなくて。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） そうしますと、いずれも少数意見の関係から賛成3、反対2という形で認定ということになります。よろしいでしょうか。これ挙手を求めてませんけど大丈夫ですね。皆さん分かりますよね。誰が賛成、誰が反対というのは。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ではこの両方につきまして、賛成多数で倫理違反が認定できるという結論に至りました。以上が評価の全容でございます。

さて、評価をしていただいたところで、今日冒頭に協議いただきましたとおり、それでは一つ一つについての措置を検討いただくということが、次の仕事になります。

改めて28号に戻っていただきます。

28号ですが、①、議員の資質もどうかということについては、3対2の賛成多数で倫理条例違反を認定しました。それから全権委任のほうにつきましては、4対1の賛成多数で、倫理条例違反を認定しました。

措置としては、ここは一つでよろしいですかね。そうですね。28 号を統一的に措置の意見御協議いただきたいと思いますのですが、お考え、御意見のある委員さんの発言を求めます。御意見ございませんか。どのような措置を議長に報告すればよろしいでしょうか。

ちょっとお待ちくださいね。朝来市議会議員倫理条例の第 12 条では、議会が審査会の報告を尊重し、必要な措置を講ずるとされております。したがって、これ、あれですね、議会が取るべき必要な措置についての、失礼しました、見るところが違っておりました。

朝来市議会議員倫理条例第 6 条第 2 項でございます。審査会は次に掲げる事項について審査を行うものとするということで、第 1 号でその違反の存否をまず審査します。第 2 号で、違反を認めた場合には、当該行為をした議員に対する措置を審査しないといけないということになっておりますので、議長に報告する措置について御協議をお願いいたします。

この後、議会がこの審査会の報告を尊重して措置を取ることになっておりますので、それを踏まえて御意見ををお願いします。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） この今示された 6 条の措置の関係ですね、これよく委員長が言われてる罪刑法定主義の考え方からいえば、少し不十分ではないかなと思います。

○委員長（藤原 正伸君） それはすみません、条例の問題でということでしょうか。

○委員（渕本 稔君） そうです。これはまた別の問題。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 明確に措置の内容が示されていないということですね。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） ここは措置としか書いていないことは、理由があってそうしていると私は理解しています。こうした問題での議員への措置というのは、会議規則、懲罰ではきっちりと決まっております。何段階かに、除名までありましたかね。懲罰措置は会議規則で決まっております。それで、いろんな議会で倫理条例の中の措置が、ほぼ懲罰規定に基づいた措置とほとんど似ている、同じ措置の具体的な内容をほぼ懲罰基準と同じようにしている条例が結構あります。

だけれども、倫理条例の措置は懲罰規定と同じにする必要もあまりないので、あえて懲罰規定の内容をここに持っていく必要はないということで、単純に措置ということだけを書きました。この中身については、文字どおり自由といいますか、懲罰規定等にかかわらず必要な措置を取ることだけのことで、あえて抽象的に措置とだけ書いてあるというふうに私は理解しておりますので、これずっと私はこれでいいんじゃないかなと、今後この倫理条例を改正する場合に、措置の内容、意見がいろいろありますよ。措置についてきっちり決めたほうがいいという意見も当然あると思います。

それはそのときに議論していただければいいんですけども、私としては、この現在の朝来市の条例における措置はそういう意味で、非常にフレキシブルといいますか、柔軟にできる意味を込めて

単に措置と書いてると、こういうふうに理解してますので誤りはないと思います。

○委員長（藤原 正伸君） どちらもといいますか、議論されてよい内容だというふうに思います。
こういう議論するのはいいし、正しいことなんですけれども、今回はここではこの点についての議論はちょっと置いておいてほしいなと思いますが。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 言い足りなかったところがあります。つまり懲罰をするのではないと、基本的に倫理条例における措置は、懲罰を目的にしたものではないという。本来、例えば間違ってますよということを言うだけでも構わないですよ。措置が。これは懲罰にはならないですよ。だから倫理条例では別に懲罰を目的にしているわけではないということを言いたいので、あえて措置にしていると、他の条例のように、懲罰規定の懲罰内容そのまま倫理条例に持ってくるということについては、倫理条例の考え方に戻るんじゃないかなろうかというふうに私は考えておりますので、倫理条例に違反した人を罰するということは目的ではないんだということを認識したいということで、それが言いたかったわけでございます。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 5時になりますので閉会を。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

○議会事務局長（宮元広司君） 委員会ではありませんので、

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。なるほど。聞こえましたか。ではいつまでも、気の済むところまで。

加藤委員、それだけでしたか。

○委員（加藤 貴之君） それだけです。

○委員長（藤原 正伸君） では措置を具体的に。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 申し上げますと、28 号で訴えておられる松井委員が望まれていることは、やはりちゃんと自分の名誉を回復してほしいと、こういうことであると思いますので、それはきちんと公開の場でそのことを明らかにする。あるいは本人が謝罪する。そういうような内容になるんじゃないのかなと思います。

したがって、この間 30 号でしたか、渕本委員らが議長厳重注意というようなことがあったんですけど、それも採用して議長の厳重注意と、そして議場における謝罪と、この二つ程度でいいんじゃないのかなと。それ以上議会に1か月来なくていいとかね、そういうようなそんな措置は要らないんじゃないかと、基本的にこの名誉を回復できる措置があれば、十分じゃないかというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） ほか御意見いかがですか。今、審査付託の元になった審査請求のほうの

意思に基づいて提案いただいてまして、筋の通った御提案かなと思いますが、どうでしょうか。反対された方も御意見いただいていいですからね。（「いやいや、それはおかしい」と呼ぶ者あり）御意見いただいていいと思います。措置も含めてその審査の中身という条例書いてますんでね。

○委員（横尾 正信君） いや、反対した人は措置そのものに反対なんです。

○委員長（藤原 正伸君） それは承知はしておるんですけどもね。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） ただ、今先ほど横尾委員がおっしゃったように、湊本委員の議長嚴重注意というのも取り入れてやっていくほうがいいんじゃないかということで、意見を参考にさせていただいているので、委員長がおっしゃるように、反対された方の意見も聞きながら、措置を考えていけばいいんじゃないかなというふうに思います。

そういった中で、私も議場における謝罪文の朗読ですね。これはやっていっていただきたい。これはもう 28、29、30 号、それぞれ吉田委員が対象となったことになりますので、これに対する謝罪文というのは必要ではないかというふうに思っております。それと議長からの注意ですね。これは必要かなというふうに思っております。

それから被害に遭われた方々への名誉回復が必要になってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（水田 文夫君） 私もそういうふうに進めてもらったらいいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 副委員長も同意見と。今、相手方の名誉回復というお話があったんですけども、これは議場での謝罪のほかにとという意味でしょうか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 謝罪の中で、きちんとそういったことを言っていればいいんじゃないかというふうに思っております。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 3件とも、そうしますと議長嚴重注意と議場での謝罪ということで、それでいいのかなという感じはするんですが、先ほどの回復という点では、藤本議員のときに同じ名誉回復措置ということで記者会見しました。それから会報きちんと公表しました。ケーブルテレビでも公表しました。そこらは付随する措置としてやった方がいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） それはこの審査会の報告みたいなことでしょうか。それとも議会の行為として。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 第2次政倫審の措置については、記者会見から含めて措置の中に入っていたというふうに記憶しているんですが、違いましたでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） それで間違いないです。

○委員（横尾 正信君） たしか入ってますよね。だから、入っているから措置としての中身に入れておいていいんじゃないかなと思います。名誉回復ということ。

○委員長（藤原 正伸君） 前回同様のメニューでいくということですね。

ほか御意見ございますか。繰り返しますけれども、反対された方も意見があったら言ってください。結構ですので、一応。

加藤委員どうぞ。

○委員（加藤 貴之君） 本人が謝罪するというのも大事だと思うんですけど、議会として、つまり議長から、今回の件はパブリックコメントについてはこういう認識で、したがって産建委員会の議論の進め方については間違っているところはないし、松井委員の個人の発言について間違ったことがないというのを認めてあげることは、やっぱり名誉回復につながるのかなというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） なるほどね。横尾委員。

○委員（横尾 正信君） それは報告の中できちんと言うでしょうし、これは措置ということに関する決定、措置としてることなので、今の件は当然議長嚴重注意の中に当然入るでしょうし、中身はね。それから、何よりも報告の中できちんと入るというふうに思いますので、措置の中にそこまで含める必要はないと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 今、横尾委員も言われましたけれども、注意の文言の中で一定その事情を説明するような文言を加えて、簡潔ではありますけれども議長から発信するということは、加藤委員がおっしゃるように意味のあることかと思いますので、そのようにさせていただいて。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 傍聴席静かにお願いします。

今、おおむねこの3件とも全部同様な内容でよろしいというようなお話だったかと思いますが。横尾委員。

○委員（横尾 正信君） こういう緩めの措置でいいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 分かりました。そしたら今、加藤委員からもお話もありましたように、各案件の内容ごとに、その内容を少し分かるように議長から話して、注意をしていただくというような形の措置、それとあと議場での謝罪を準備すると。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 議場での謝罪というのは正確に申し上げます。議場における謝罪文の朗読ということであって、本人が謝罪文を書くわけではありません。議会が用意した、つまりこの委員会が用意した謝罪文を朗読するということでもあります。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは3件とも議長の嚴重注意でよろしいんですね。嚴重注意。議長の注意。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 注意と厳重注意なんですけども、議長からの注意ですよ。厳重注意はないと思うんですよ。恐らく措置の中に、皆さんが考えられればいいですよ。いいんですけど、恐らく注意かなというふうに、厳重注意。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 措置なんでどこにも何もないんです。ここで決めればいいんです。したがって、注意と厳重注意の違いは厳重に注意しますという最後の文言をつけるんで、そこに注意すると、その違いだけだと思います。文案は今から決めるんですから、最後に厳重に注意しますというふうに終わるか、注意しますというふうに終わるか、その違いだけでしょうね。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 過去2回の措置と比較して、例えば過去2回の措置が注意、注意できたのに、今回厳重注意なのか。過去2回がどうだったのか。ちょっとそれによって変わってくると思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） それこそ一貫性といいますかね、審査会は違いますから、文字どおり一貫性ではないんですけども、量刑の均衡というのはやっぱり求められる。量刑というちょっと語弊がありますけれども、均衡は求められると思いますので。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 提案します。第1回のときは、非常に形だけのといいますか、軽い措置ということで、議長注意となりました。そのことを覚えてらっしゃると思うんです。今回はそうしたわけにはいかない。非常に3件、本当は三つ積みたいぐらいね。三つ積んだら、横向きだったら厳重注意で謝罪しますけども、これ縦に積んだら非常に罪は重いですよ。

したがって、そういうことを考慮すれば、第1回の藤本議員のときの議長注意では済まない。議長厳重注意でもでも弱いと、措置としては非常に温情的な措置であると、私はそういう判断で提案してます。厳しくするべきだというふうには提案しておりません。これでも非常に甘い、緩いと思ってますので、緩く見て、議長厳重注意と議場での公開謝罪文の朗読及び名誉回復の措置と、これは最低限の必要な措置ではないかと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員、併合を外しましたんで三つ積むのは駄目ですね。

○委員（横尾 正信君） いや、だから積んだらもっと重いよと、積みませんからこれだけの感じでいいんじゃないですかということです。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと、どうしましょう。どっちで終わりましょう。注意で終わりましょうか。厳重注意で終わりますか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） やはり今回それぞれ 28、29、30 号、これを繰り返し過ちを犯してはならないということであれば、やはり厳重注意になってくるのかなというふうに思いますね。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 付加しておきます。前回意見申し上げました。吉田議員の三つの事件に対する弁明態度、これについて申し上げました。あの弁明態度からすれば非常に許し難い。私から見れば非常に許し難い反省のない弁明態度ですから、本来、本当に厳しい措置が必要だなという案件ではありますよ。私はそう思います。

そこをあえてこらえて、あの弁明態度ですよ。非常に厳しい批判は必要だろうと、この厳しい批判を措置したところでそれが効果があるかどうか、これは非常に疑問であります。けれども、最低限の措置はせざるを得ないと、効果のほどは分かりませんということでございます。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 措置は併合するんですか、しないんですか。（「しない」と呼ぶ者あり）措置も3回注意するんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 併合については、冒頭でもういわゆる併合はしないということになりましたので。

○委員（加藤 貴之君） 結果も併合しないし、措置も併合しない。

○委員長（藤原 正伸君） もちろんです。三つの措置を出します。

では、厳重注意に落ち着いたんでしたっけ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいか。厳重注意です。

では、措置としては議長からの厳重注意及び議場での謝罪文の朗読、3件ともということで。

（「あと名誉回復の措置」と呼ぶ者あり）すみません。並びに第2次政倫審を参考に、名誉回復の措置を取るということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 再度確認します。議長からの厳重注意についても議場におけるということですよ。議場における議長からの厳重注意、もちろんそうですね。

○委員長（藤原 正伸君） 議場における議長からの厳重注意、及び議場での謝罪文の朗読並びに第2次政倫審に出ておりました相手方の名誉回復措置に倣った措置。

以上のような形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、そのようにまとめさせていただきます。

なお、審査請求対象議員の弁明の話が今ちょっと出まして、報告書の中は全部なしとしております。審査会に対する批判とか、もろもろ批判はいただきましたが、事案自体に対する弁明はなかったものと了解しているんですが、この点御異議ある方いらっしゃいますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。では報告書上はここにありますとおり、全部なしでい

かしていただきますので、よろしくお願いをいたします。よろしいでしょうか。

では、以上に基づきまして報告書を修正いたします。修正した報告書は皆さんに確認をいただきます。確認のための審査会の開催は必要でしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） できたら開催したいんですけど。

○委員長（藤原 正伸君） では開催で確認するという形を取らせていただきますでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） もう一点付加することがございます。

議長嚴重注意の文案、それから議場朗読の謝罪文案の決定が必要ですので、これは日程を見ましても、なかなか日程取れないんですけども、28日の最終日の前に27日ぐらいの予算決算の後にも、最終決定すればいいんじゃないでしょうか。文案の作成は賛成された議員中心に文案をつくっていただいて、それを27日ですか、27日に確認するという手続でいかがでしょうか。そのときに、加藤委員おっしゃった報告書の確認もできると、こういうことだと思います。

○委員長（藤原 正伸君） もちろん報告書につきましては、委員の皆様には委員会に先立ってお手元に届くようにいたしまして、しっかり確認していただいて、委員会で意見をいただくという形を取らせていただきますので、お願いをいたしまして、今横尾委員の御提案にありましたような形で段取りさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、そのような対応をさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと日程については、もうちょっと頑張ってみますので、また幸い開会中ですので、何とぞ御協力いただきまして、最終日前日と言わず、もっと早めにちょっと探してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、大方以上で結論まで来たということですが、皆さんのほうから何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、今いただいた御意見等に従いまして準備をさせていただきます。

本日の日程は以上で終了いたしました。

これをもちまして総合市議会政治倫理審査会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後5時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月10日

委員長